

# 注視区域及び特別注視区域の指定について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

## ① 3回目の区域指定について

(法第14条第2項第2号及び第4号)

## ② その他

## （1）区域の範囲について

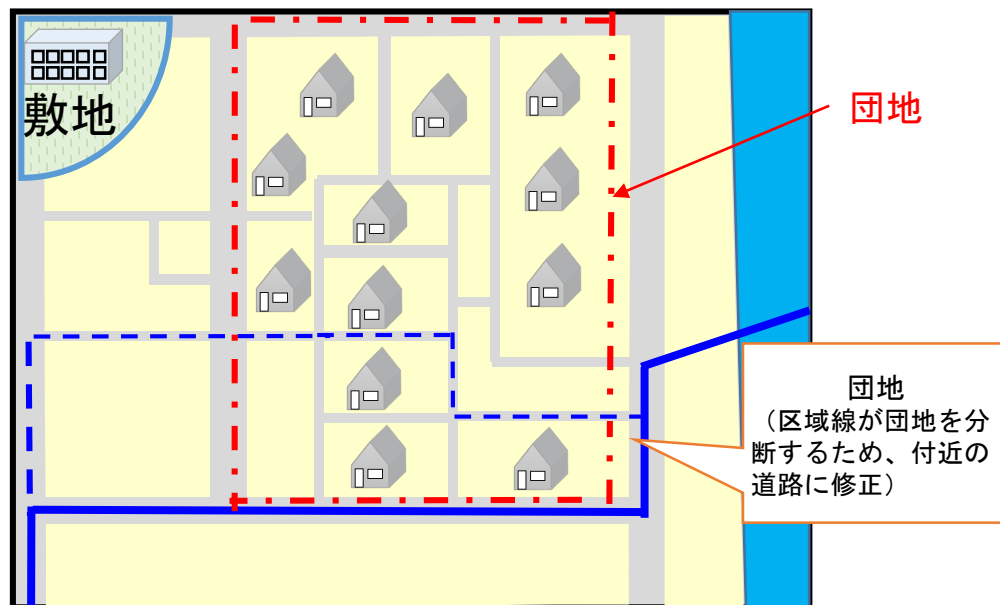
- 区域線が一体の施設の敷地を分断する旨の情報提供
  - 区域線が工場や学校等の敷地内を通っているとの指摘を踏まえ修正・・・・・・・・①
- 区域線が団地等を分断する等の情報提供
  - 地域の実情を踏まえた上で、おおむね1000mの範囲内で、団地等に属する建物を含める等の修正・・・・・・・・②

①



施設の敷地

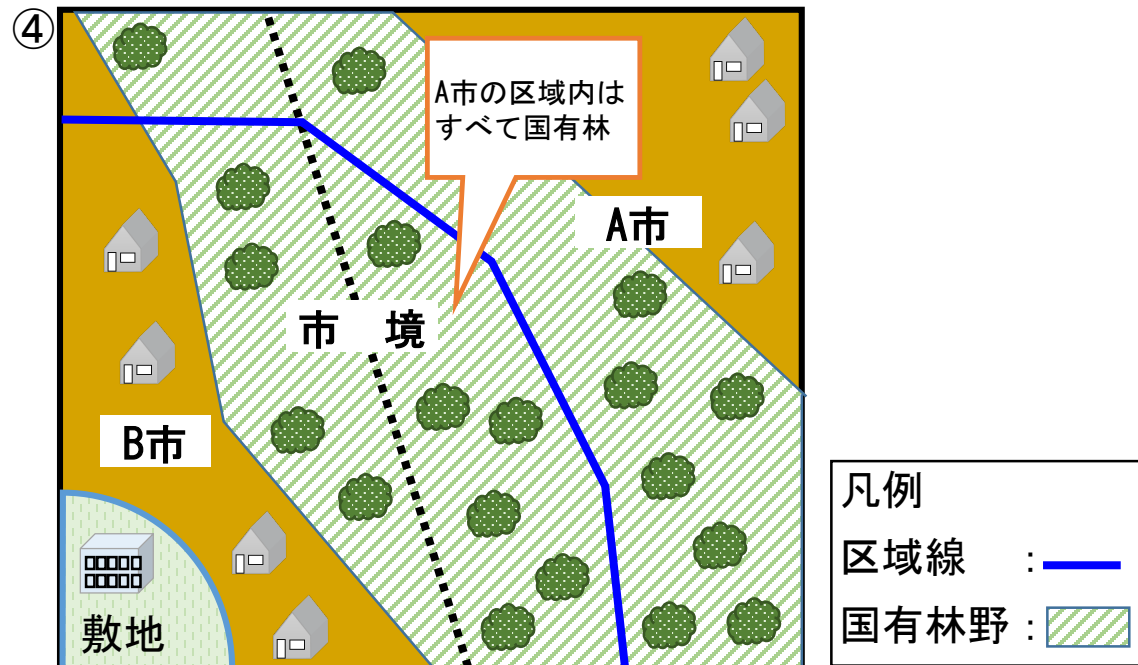
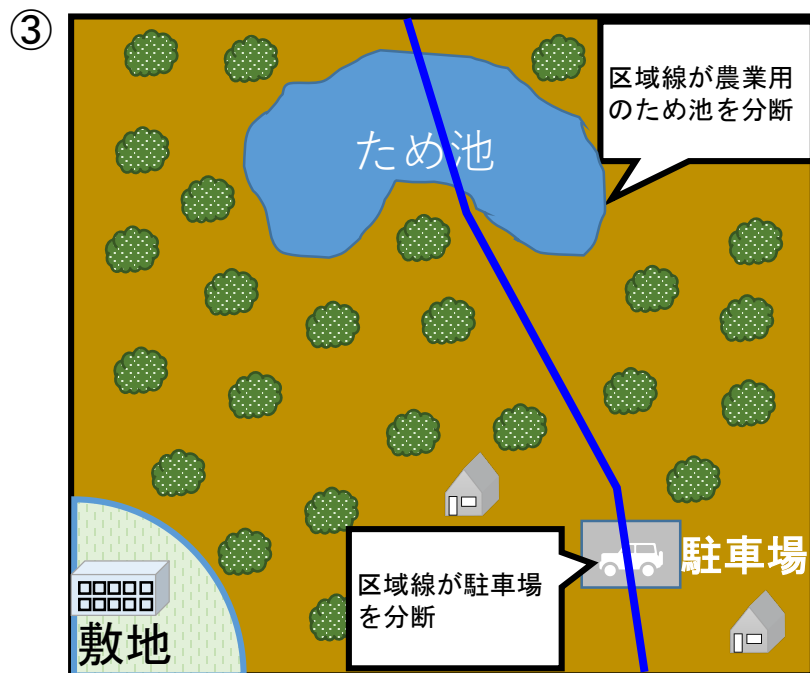
②



凡例：修正前 ー ー ー ー  
修正後 ー ー ー ー

## （1）区域の範囲について

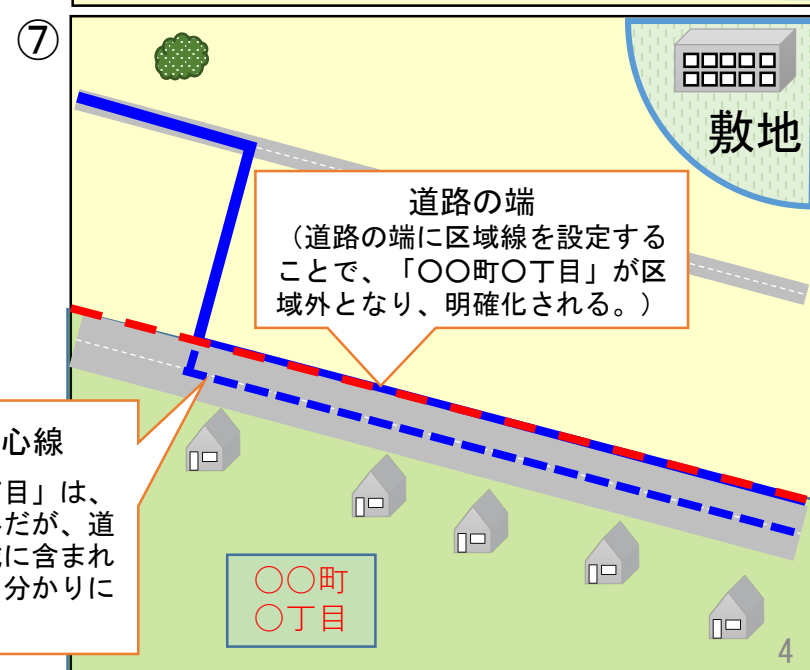
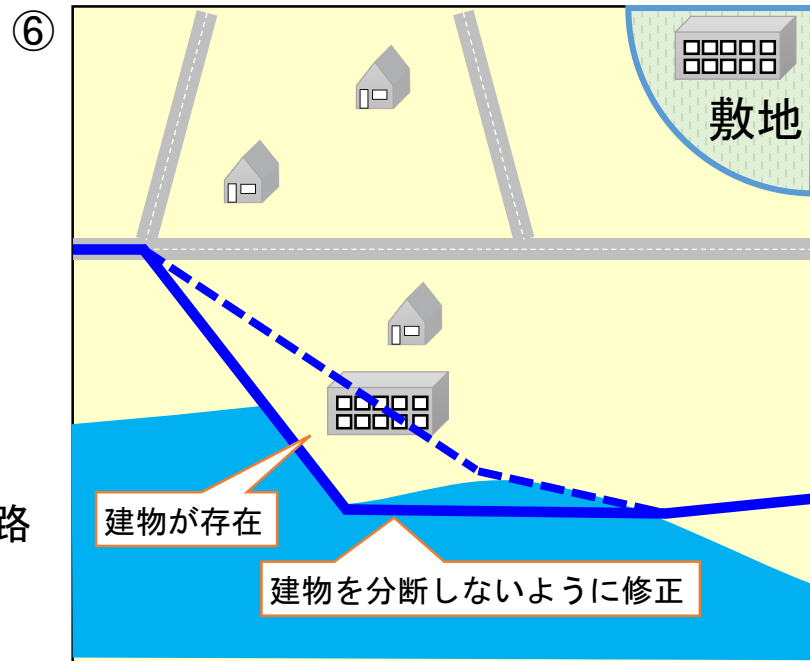
- 区域線がため池等工作物を分断する旨の情報提供  
→ 区域線は道路や河川といった地物を用いるルールとしているが、適切な地物が無い場合は、ため池や駐車場等の構造物を跨ぐ場合がある旨説明・・・③
- 区域内の土地は国有林であり、区域指定の効果は薄い旨の情報提供  
→ 国有林野は、貸付等により民間企業等が使用するケースが考えられることを踏まえ、原則、注視区域等の範囲に含める旨を説明。・・・④



- 区域の外縁が筆界、田畑、町字界、一体の民有地を跨ぐことについての情報提供等  
→ 区域線は道路や河川といった地物を用いるルールとしているが、適切な地物が無い場合は、筆界、田畑、町字界、一体の民有地を跨ぐ場合がある旨説明。

## (1) 区域の範囲について

- 現況で確認できない地物を区域線としている旨の情報提供  
→ 現況の地物(道路)に合わせて区域線を修正・・・⑤
- 区域線上に地理院地図に記載のない建物があり、区域線が当該建物を分断している旨の情報提供  
→ 建物を分断しないよう区域線を修正・・・・・・・・⑥
- 区域線を道路の中心線としているが、区域に含まれる町字が道路部分のみとなっている旨の情報提供  
→ 区域の外縁区域を明確にする観点から、区域線の一部を道路の中心線から道路の端へ修正・・・・・・・・⑦



凡例：

修正前  
-----

修正後  
—————

町字界  
- - - - -

道路の中心線  
(「〇〇町〇丁目」は、住宅地は区域外だが、道路部分のみ区域に含まれることになり、分かりにくい。)

## （2）町字について

- 区域内の町字名について過不足がある旨の情報提供  
→ 適宜修正

## （3）開発計画、開発行為について

- 土地区画整備事業や、道路、建物、港湾、埋立、防波堤等の工事、建設計画等についての情報提供
- 区域の外縁線付近等に所在する施設等（風力発電施設、水道施設、保育園等）についての情報提供  
→ 区域の修正が必要となるものは、なし。今後の法の運用の参考情報として活用

## （4）その他

- 別紙を参照

## 前回審議会における指摘事項への対応

- 第6回審議会（本年9月11日）において、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、特定重要施設のうち、周囲を特別注視区域として指定しなかったものについて議論がなされたところ。
- これを踏まえ、周囲を注視区域とする特定重要施設については、以下のとおり取り扱うこととする。

### ① 経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、周囲を注視区域とした特定重要施設の取扱い

- 次ページのとおり明確化する。

### ② 効率的・重点的な土地等利用状況調査の実施

- システムの開発・導入や公簿収集の一部民間委託による効率化を含め、体制の強化を進めるとともに、重点を指向した調査を行う。

### ③ 注視区域、特別注視区域の区分の見直し

- 今後の安全保障をめぐる内外情勢や法執行の状況等によって、注視区域、特別注視区域の区分を変更する必要がある場合、法及び基本方針に照らして適切に評価した上で、速やかに区域指定の区分の変更等、必要な措置を講ずる。

# 周辺を注視区域として指定する特定重要施設

区域の所在する市区町村	特定重要施設	指定の事由
北海道札幌市	札幌駐屯地、真駒内駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
北海道旭川市、鷹栖町	旭川駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
宮城県仙台市	仙台駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
埼玉県狭山市、入間市	入間基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
千葉県船橋市、習志野市、八千代市	習志野高射教育訓練場	防空機能（自衛隊）
東京都千代田区、新宿区	防衛省市ヶ谷庁舎	指揮中枢・司令部（自衛隊）
東京都板橋区、練馬区	練馬駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
東京都府中市、小金井市	府中基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
愛知県名古屋市	守山駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
兵庫県伊丹市、宝塚市、川西市	伊丹駐屯地、千僧駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
広島県広島市、海田町、坂町	海田市駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
福岡県福岡市、春日市、大野城市、太宰府市	福岡駐屯地、春日基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）



### 3回目の区域指定の概要

- 1回目及び2回目の区域指定では、国境離島等及び、それらと同一の地方公共団体に所在する施設のうち、準備が整ったものを指定。（これにより国境離島等の指定は概ね終了。）
- 3回目の区域指定は、防衛関係施設等及び、それらと同一の地方公共団体に所在する施設のうち、準備が整ったものを指定の候補とする。

#### ① 防衛関係施設

自衛隊施設： 207施設（例：札幌駐屯地、千歳基地（北海道）、仙台駐屯地（宮城）、入間基地（埼玉）、習志野高射教育訓練場（千葉）、防衛省市ヶ谷庁舎、練馬駐屯地、府中基地（東京）、守山駐屯地（愛知）、伊丹駐屯地（兵庫）、呉地方総監部（広島）、徳島航空基地（徳島）、健軍駐屯地（熊本））

米軍施設： 6施設（例：広弾薬庫、秋月弾薬庫（広島）、板付飛行場（福岡））

② 原子力関係施設： 3施設（原子力燃料工業（株）熊取事業所（大阪）、伊方発電所（愛媛）、玄海原子力発電所（佐賀））

③ 空港： 6施設（新千歳空港（北海道）、山形空港（山形）、名古屋飛行場（愛知）、八尾空港（大阪）、福岡空港（福岡）、熊本空港（熊本））

全体で**特別注視区域は46箇所**、注視区域は134箇所

### 3 回目の区域指定の候補（1 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
北海道札幌市	丘珠駐屯地	活動拠点（自衛隊）
	苗穂支処	機能支援（自衛隊）
	札幌駐屯地、藻岩山無人中継所、真駒内駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）【札幌駐屯地】 機能支援（自衛隊）【藻岩山無人中継所】 指揮中枢・司令部（自衛隊）【真駒内駐屯地】
	真駒内弾薬庫	機能支援（自衛隊）
北海道函館市、 北海道亀田郡七飯町、 北海道茅部郡鹿部町	横津岳無線中継所	機能支援（自衛隊）
北海道函館市	函館駐屯地	活動拠点（自衛隊）
	汐首無人中継所	機能支援（自衛隊）
	函館基地隊本部	活動拠点（自衛隊）
北海道旭川市、 北海道上川郡鷹栖町	旭川駐屯地、近文台燃料支処、近文台弾薬支処	指揮中枢・司令部（自衛隊）【旭川駐屯地】 機能支援（自衛隊）【近文台燃料支処】 機能支援（自衛隊）【近文台弾薬支処】
北海道旭川市	神居山無線中継所	機能支援（自衛隊）
北海道帯広市、 北海道河西郡芽室町	帯広駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
北海道岩見沢市	岩見沢駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道網走市	網走分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
北海道留萌市	留萌駐屯地	活動拠点（自衛隊）

### 3 回目の区域指定の候補（2 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
北海道苫小牧市、 北海道千歳市	東千歳通信所、東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、千歳基地、千歳試験場、新千歳空港	警戒監視・情報機能（自衛隊）【東千歳通信所】 指揮中枢・司令部（自衛隊）【東千歳駐屯地】 活動拠点（自衛隊）【北千歳駐屯地】 指揮中枢・司令部（自衛隊）【千歳基地】 装備品研究開発等（自衛隊）【千歳試験場】 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港【新千歳空港】 ※東千歳通信所、東千歳駐屯地、千歳基地が、特別注視区域の指定事由
北海道千歳市	北千歳駐屯地 千歳試験場	活動拠点（自衛隊） 装備品研究開発等（自衛隊）
北海道苫小牧市、 北海道千歳市	新千歳空港	自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港
北海道苫小牧市	樽前無人中継所	機能支援（自衛隊）
北海道稚内市	宗谷通信所 稚内分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊） 警戒監視・情報機能（自衛隊）
北海道美唄市	美唄駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道名寄市	名寄駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道千歳市、 北海道恵庭市	南恵庭駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道滝川市、 北海道樺戸郡新十津川町	滝川駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道登別市	幌別駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道恵庭市	北海道補給処、北恵庭駐屯地	機能支援（自衛隊）【北海道補給処】 活動拠点（自衛隊）【北恵庭駐屯地】
北海道石狩市、 北海道石狩郡当別町	当別分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
北海道二世郡八雲町	八雲高射教育訓練場	防空機能（自衛隊）
北海道奥尻郡奥尻町	奥尻島分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
北海道虻田郡倶知安町	倶知安駐屯地	活動拠点（自衛隊）

### 3 回目の区域指定の候補（3 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
北海道積丹郡積丹町	積丹中継所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
北海道余市郡余市町	余市防備隊	活動拠点（自衛隊）
北海道夕張郡由仁町、 北海道夕張郡長沼町	長沼高射教育訓練場	防空機能（自衛隊）
北海道樺戸郡新十津川町	新十津川無線中継所	機能支援（自衛隊）
北海道雨竜郡沼田町	沼田弾薬支処	機能支援（自衛隊）
北海道空知郡上富良野町	多田弾薬支処	機能支援（自衛隊）
	上富良野駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道空知郡南富良野町	落合岳無線中継所	機能支援（自衛隊）
北海道勇払郡占冠村、 北海道沙流郡日高町	日高弾薬支処	機能支援（自衛隊）
北海道礼文郡礼文町	礼文分屯地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
北海道網走郡美幌町	美幌駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道紋別郡遠軽町	遠軽駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道白老郡白老町	白老弾薬支処	機能支援（自衛隊）
	ポロト無線中継所	機能支援（自衛隊）
	虎杖浜無人中継所	機能支援（自衛隊）
北海道勇払郡安平町	安平弾薬支処、熊の頭無線中継所、早来 燃料支処	機能支援（自衛隊）【安平弾薬支処】
		機能支援（自衛隊）【熊の頭無線中継所】
		機能支援（自衛隊）【早来燃料支処】
北海道幌泉郡えりも町	襟裳分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
北海道日高郡新ひだか町	静内駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道河東郡鹿追町	鹿追駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道中川郡本別町、 北海道足寄郡足寄町	足寄弾薬支処	機能支援（自衛隊）
北海道釧路郡釧路町	釧路駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道野付郡別海町	別海駐屯地	活動拠点（自衛隊）
北海道標津郡標津町	川北通信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	標津分屯地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
北海道目梨郡羅臼町	羅臼分室	警戒監視・情報機能（自衛隊）

### 3 回目の区域指定の候補（4 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
宮城県仙台市、 宮城県塩竈市、 宮城県多賀城市、 宮城県宮城郡七ヶ浜町	多賀城駐屯地	活動拠点（自衛隊）
宮城県仙台市	仙台駐屯地 霞目駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊） 活動拠点（自衛隊）
山形県天童市、 山形県東根市	神町駐屯地、神町飛行場、山形空港	指揮中枢・司令部（自衛隊）【神町駐屯地】 活動拠点（自衛隊）【神町飛行場】 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港 【山形空港】 ※神町駐屯地が、特別注視区域の指定事由
	神町飛行場、山形空港	活動拠点（自衛隊）【神町飛行場】 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港 【山形空港】
茨城県土浦市、 茨城県稲敷郡阿見町	武器学校、霞ヶ浦駐屯地、朝日燃料支処、 霞ヶ浦高射教育訓練場	防衛に関連する研究（自衛隊）【武器学校】 活動拠点（自衛隊）【霞ヶ浦駐屯地】 機能支援（自衛隊）【朝日燃料支処】 防空機能（自衛隊）【霞ヶ浦高射教育訓練場】 ※霞ヶ浦高射教育訓練場が、特別注視区域の指定事由
	武器学校、航空装備研究所土浦支所	防衛に関連する研究（自衛隊）【武器学校】 装備品研究開発等（自衛隊）【航空装備研究所土浦支所】
	朝日燃料支処	機能支援（自衛隊）【朝日燃料支処】
茨城県小美玉市	百里基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
群馬県前橋市	赤城山無人中継所	機能支援（自衛隊）
群馬県高崎市、 群馬県渋川市、 群馬県北群馬郡榛東村、 群馬県北群馬郡吉岡町	相馬原駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）

### 3 回目の区域指定の候補（5 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
群馬県高崎市、 群馬県藤岡市、 群馬県佐波郡玉村町、 埼玉県児玉郡上里町	新町駐屯地	活動拠点（自衛隊）
群馬県高崎市、 群馬県藤岡市	吉井弾薬支処	機能支援（自衛隊）
埼玉県川越市、 埼玉県ふじみ野市、 埼玉県入間郡三芳町	大井通信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
埼玉県狭山市、 埼玉県入間市	入間基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
千葉県千葉市、 千葉県四街道市	高射学校	防衛に関連する研究（自衛隊）
千葉県銚子市、 千葉県旭市	次世代装備研究所飯岡支所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
千葉県市川市、 千葉県松戸市、 千葉県鎌ヶ谷市	松戸支処	機能支援（自衛隊）
千葉県船橋市、 千葉県習志野市、 千葉県八千代市	習志野駐屯地、習志野高射教育訓練場	活動拠点（自衛隊）【習志野駐屯地】 防空機能（自衛隊）【習志野高射教育訓練場】
千葉県館山市	館山航空基地、タカン局	指揮中枢・司令部（自衛隊）【館山航空基地】 機能支援（自衛隊）【タカン局】 ※館山航空基地が、特別注視区域の指定事由
	タカン局	機能支援（自衛隊）【タカン局】
千葉県木更津市	木更津飛行場、木更津航空補給処、木更津分屯基地	活動拠点（自衛隊）【木更津飛行場】 機能支援（自衛隊）【木更津航空補給処】 機能支援（自衛隊）【木更津分屯基地】

### 3 回目の区域指定の候補（6 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
千葉県松戸市、 千葉県柏市、 千葉県鎌ヶ谷市、 千葉県白井市	下総航空基地	活動拠点（自衛隊）
千葉県旭市	飯岡受信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
千葉県柏市	柏高射教育訓練場	活動拠点（自衛隊）
千葉県柏市、 千葉県流山市	柏送信所	機能支援（自衛隊）
千葉県市原市、 千葉県長生郡長柄町	市原送信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
千葉県鴨川市、 千葉県南房総市	峯岡山分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
千葉県君津市、 千葉県富津市	三舟山無人中継所	機能支援（自衛隊）
東京都千代田区、 東京都新宿区	防衛省市ヶ谷庁舎	指揮中枢・司令部（自衛隊）
東京都北区、 東京都板橋区	補給統制本部	機能支援（自衛隊）
東京都板橋区、 東京都練馬区	練馬駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
東京都府中市、 東京都小金井市	府中基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
岐阜県土岐市、 愛知県瀬戸市、 愛知県豊田市	三国山無線中継所施設	機能支援（自衛隊）
岐阜県各務原市	岐阜基地、岐阜高射教育訓練場	活動拠点（自衛隊）【岐阜基地】 防空機能（自衛隊）【岐阜高射教育訓練場】 ※岐阜高射教育訓練場が、特別注視区域の指定事由
岐阜県海津市、 三重県桑名市	多度山無線中継所	機能支援（自衛隊）

### 3 回目の区域指定の候補（7 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
静岡県浜松市	浜松基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
愛知県名古屋市	守山駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
愛知県名古屋市、 愛知県春日井市、 愛知県小牧市、 愛知県西春日井郡豊山町	小牧基地、名古屋飛行場	活動拠点（自衛隊）【小牧基地】 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港 【名古屋飛行場】
愛知県岡崎市、 愛知県豊川市、 愛知県新城市	本宮山無線中継所施設	機能支援（自衛隊）
愛知県瀬戸市、 愛知県春日井市	高蔵寺分屯基地、高座山無線中継所地区	機能支援（自衛隊）【高蔵寺分屯基地】 機能支援（自衛隊）【高座山無線中継所地区】
愛知県春日井市、 愛知県小牧市	春日井駐屯地	活動拠点（自衛隊）
愛知県豊川市	豊川駐屯地	活動拠点（自衛隊）
愛知県豊川市、 愛知県蒲郡市	宮路山無線中継所	機能支援（自衛隊）
三重県津市	久居駐屯地	活動拠点（自衛隊）
三重県津市、 三重県伊賀市	笠取山分屯基地 白山高射教育訓練場	警戒監視・情報機能（自衛隊） 防空機能（自衛隊）
三重県伊勢市、 三重県多気郡明和町	明野駐屯地	活動拠点（自衛隊）
滋賀県大津市	大津駐屯地	活動拠点（自衛隊）
滋賀県高島市	今津駐屯地 饗庭野高射教育訓練場	活動拠点（自衛隊） 防空機能（自衛隊）
大阪府大阪市、 大阪府八尾市、 大阪府松原市、 大阪府柏原市、 大阪府藤井寺市	八尾駐屯地、八尾空港	活動拠点（自衛隊）【八尾駐屯地】 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港 【八尾空港】



### 3 回目の区域指定の候補（8 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
大阪府泉大津市、 大阪府和泉市	信太山駐屯地	活動拠点（自衛隊）
大阪府泉佐野市、 大阪府泉南郡熊取町	原子燃料工業株式会社 熊取事業所	原子力発電施設（加工施設）
大阪府東大阪市、 奈良県生駒市	生駒無線中継所	機能支援（自衛隊）
兵庫県神戸市、 兵庫県西宮市、 兵庫県芦屋市	六甲無線中継所	機能支援（自衛隊）
兵庫県神戸市	阪神基地隊	活動拠点（自衛隊）
兵庫県姫路市	広峰無線中継所、姫路駐屯地	機能支援（自衛隊）【広峰無線中継所】 活動拠点（自衛隊）【姫路駐屯地】
兵庫県西宮市、 兵庫県宝塚市	船坂無線中継所	機能支援（自衛隊）
兵庫県伊丹市、 兵庫県宝塚市、 兵庫県川西市	川西駐屯地、伊丹駐屯地、千僧駐屯地	活動拠点（自衛隊）【川西駐屯地】 指揮中枢・司令部（自衛隊）【伊丹駐屯地】 指揮中枢・司令部（自衛隊）【千僧駐屯地】
兵庫県相生市、 兵庫県たつの市	榊山無線中継所	機能支援（自衛隊）
兵庫県小野市、 兵庫県加西市、 兵庫県加東市	青野原高射教育訓練場	活動拠点（自衛隊）
兵庫県丹波篠山市、 兵庫県川辺郡猪名川町	大野山無線中継所	機能支援（自衛隊）
兵庫県淡路市	仮屋磁気測定所	活動拠点（自衛隊）
広島県広島市、 広島県安芸郡海田町、 広島県安芸郡熊野町	天狗坊山無線中継所	機能支援（自衛隊）

### 3 回目の区域指定の候補（9 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
広島県広島市、 広島県安芸郡海田町、 広島県安芸郡坂町	海田市駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
広島県呉市	膳棚山受信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	灰ヶ峰無線中継所、灰ヶ峰通信施設	機能支援（自衛隊）【灰ヶ峰無線中継所】 機能支援（米軍）【灰ヶ峰通信施設】
	呉港務部第3区、呉警備隊、呉上陸所、呉地方 総監部、係船堀地区、からす小島係留所、 自衛隊呉病院、呉第六突堤	活動拠点（自衛隊）【呉港務部第3区】 活動拠点（自衛隊）【呉警備隊】 活動拠点（自衛隊）【呉上陸所】 指揮中枢・司令部（自衛隊）【呉地方総監部】 指揮中枢・司令部（自衛隊）【係船堀地区】 活動拠点（自衛隊）【からす小島係留所】 活動拠点（自衛隊）【自衛隊呉病院】 活動拠点（米軍）【呉第六突堤】 ※呉地方総監部、係船堀地区が、特別注視区域の 指定事由
	呉港務部第3区、呉警備隊、呉上陸所、から す小島係留所、自衛隊呉病院、呉第六突堤	活動拠点（自衛隊）【呉港務部第3区】 活動拠点（自衛隊）【呉警備隊】 活動拠点（自衛隊）【呉上陸所】 活動拠点（自衛隊）【からす小島係留所】 活動拠点（自衛隊）【自衛隊呉病院】 活動拠点（米軍）【呉第六突堤】
	吉浦燃料貯蔵所、大麗女弾薬庫	機能支援（自衛隊）【吉浦燃料貯蔵所】 機能支援（自衛隊）【大麗女弾薬庫】
	広弾薬庫	機能支援（米軍）
	広島県三原市、 広島県尾道市、 広島県世羅郡世羅町 広島県福山市	御調無線中継所 彦山無線中継所

### 3 回目の区域指定の候補（10／13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
広島県東広島市	川上弾薬庫	機能支援（米軍）
広島県江田島市	切串弾薬庫	機能支援（自衛隊）
	秋月電纜倉庫、小用上陸所、第1術科学校、 標的機整備隊、秋月弾薬庫	機能支援（自衛隊）【秋月電纜倉庫】 活動拠点（自衛隊）【小用上陸所】 防衛に関連する研究（自衛隊）【第1術科学校】 活動拠点（自衛隊）【標的機整備隊】 機能支援（米軍）【秋月弾薬庫】
	飛渡瀬燃料貯蔵所	機能支援（自衛隊）
	野登呂山無線中継所	機能支援（自衛隊）
徳島県徳島市、 徳島県鳴門市、 徳島県板野郡松茂町	徳島航空基地、徳島燃料貯蔵所	活動拠点（自衛隊）【徳島航空基地】 機能支援（自衛隊）【徳島燃料貯蔵所】
徳島県小松島市	小松島航空基地	活動拠点（自衛隊）
徳島県小松島市、 徳島県阿南市	徳島駐屯地、那賀川送信所	活動拠点（自衛隊）【徳島駐屯地】 警戒監視・情報機能（自衛隊）【那賀川送信所】 ※那賀川送信所が、特別注視区域の指定事由
	徳島駐屯地	活動拠点（自衛隊）
徳島県美馬市、 徳島県三好市、 徳島県那賀郡那賀町	剣山無線中継所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
香川県善通寺市、 香川県三豊市	善通寺駐屯地、大麻山弾薬庫	指揮中枢・司令部（自衛隊）【善通寺駐屯地】 機能支援（自衛隊）【大麻山弾薬庫】 ※善通寺駐屯地が、特別注視区域の指定事由
	大麻山弾薬庫、大麻山無線中継所	機能支援（自衛隊）【大麻山弾薬庫】 機能支援（自衛隊）【大麻山無線中継所】
愛媛県松山市、 愛媛県東温市	松山駐屯地	活動拠点（自衛隊）
愛媛県西宇和郡伊方町	伊方発電所	原子力発電施設（発電用原子炉）
福岡県北九州市	富野弾薬支処	機能支援（自衛隊）
	小倉駐屯地	活動拠点（自衛隊）

### 3 回目の区域指定の候補（11 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
福岡県福岡市、 福岡県春日市、 福岡県大野城市、 福岡県太宰府市	福岡駐屯地、自衛隊福岡病院、春日基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）【福岡駐屯地】 活動拠点（自衛隊）【自衛隊福岡病院】 指揮中枢・司令部（自衛隊）【春日基地】
福岡県福岡市、 福岡県大野城市、 福岡県糟屋郡志免町、 福岡県糟屋郡粕屋町	春日基地飛行場地区、板付飛行場、福岡空港	活動拠点（自衛隊）【春日基地飛行場地区】 活動拠点（米軍）【板付飛行場】 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港 【福岡空港】
福岡県福岡市、 福岡県那珂川市、 佐賀県神埼市、 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	背振山分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
福岡県久留米市	久留米駐屯地	活動拠点（自衛隊）
福岡県久留米市、 福岡県八女郡広川町	高良台高射教育訓練場	防空機能（自衛隊）
福岡県飯塚市、 福岡県宮若市、 福岡県鞍手郡小竹町	飯塚駐屯地	活動拠点（自衛隊）
福岡県行橋市、 福岡県京都郡みやこ町、 福岡県築上郡築上町	築城基地、築城高射教育訓練場、築城送信所	指揮中枢・司令部（自衛隊）【築城基地】 防空機能（自衛隊）【築城高射教育訓練場】 機能支援（自衛隊）【築城送信所】 ※築城基地、築城高射教育訓練場が、特別注視区域の 指定事由
福岡県京都郡みやこ町、 福岡県築上郡築上町	築城送信所	機能支援（自衛隊）
福岡県小郡市、 佐賀県鳥栖市、 佐賀県三養基郡基山町	小郡駐屯地	活動拠点（自衛隊）

### 3 回目の区域指定の候補（12 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
福岡県遠賀郡芦屋町、 福岡県遠賀郡岡垣町、 福岡県遠賀郡遠賀町	芦屋基地、芦屋高射教育訓練場	活動拠点（自衛隊）【芦屋基地】 防空機能（自衛隊）【芦屋高射教育訓練場】 ※芦屋高射教育訓練場が、特別注視区域の指定事由
	芦屋基地	活動拠点（自衛隊）
福岡県朝倉郡筑前町	太刀洗通信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
佐賀県唐津市、 佐賀県東松浦郡玄海町	玄海原子力発電所	原子力発電施設（発電用原子炉）
佐賀県鳥栖市	鳥栖燃料支処	機能支援（自衛隊）
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、 佐賀県三養基郡上峰町、 佐賀県三養基郡みやき町	目達原駐屯地	活動拠点（自衛隊）
長崎県大村市	竹松駐屯地、大村駐屯地、大村航空基地	活動拠点（自衛隊）【竹松駐屯地】 活動拠点（自衛隊）【大村駐屯地】 指揮中枢・司令部（自衛隊）【大村航空基地】 ※大村航空基地が、特別注視区域の指定事由
	竹松駐屯地	活動拠点（自衛隊）
	大村駐屯地	活動拠点（自衛隊）
長崎県平戸市	白岳無線中継所	機能支援（自衛隊）
長崎県雲仙市	瑞穂無人中継所	機能支援（自衛隊）
熊本県熊本市、 熊本県菊池郡大津町、 熊本県菊池郡菊陽町、 熊本県阿蘇郡西原村、 熊本県上益城郡益城町	高遊原分屯地、熊本空港	活動拠点（自衛隊）【高遊原分屯地】 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港 【熊本空港】
熊本県熊本市	健軍駐屯地、自衛隊熊本病院	指揮中枢・司令部（自衛隊）【健軍駐屯地】 活動拠点（自衛隊）【自衛隊熊本病院】 ※健軍駐屯地が、特別注視区域の指定事由
	自衛隊熊本病院	活動拠点（自衛隊）

### 3 回目の区域指定の候補（13 / 13）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
熊本県熊本市、 熊本県合志市	北熊本駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
熊本県熊本市、 熊本県玉名市、 熊本県玉名郡玉東町	三の岳無線中継所	機能支援（自衛隊）
熊本県人吉市、 宮崎県えびの市	えびの送信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）
熊本県水俣市、 熊本県葦北郡芦北町	大関山無線中継所	機能支援（自衛隊）
熊本県山鹿市	西岳無人中継所	機能支援（自衛隊）
熊本県宇城市	不知火無人中継所	機能支援（自衛隊）
宮崎県都城市	都城駐屯地	活動拠点（自衛隊）
宮崎県小林市、 宮崎県えびの市	えびの駐屯地	活動拠点（自衛隊）
宮崎県串間市	高畑山分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
宮崎県児湯郡新富町	富田送信所	機能支援（自衛隊）
	新田原基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）

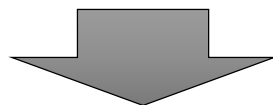
※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る  
**特別注視区域 4 6 箇所、注視区域 1 3 4 箇所**

11 / 29

第7回土地等利用状況審議会

12月中

3回目の区域指定の内閣総理大臣告示  
（官報掲載）



2024年

1月中

区域指定の施行

（土地等利用状況調査の開始、  
特別注視区域における届出義務の発生）



4回目以降の区域指定に向けた検討・準備

- 地方公共団体・関係業界団体等と連携しながら、周知・広報を実施。
- あわせて、コールセンターにおいて、住民や事業者からの個別の問合せに対応。

## 内閣府 ホームページ



- 法令・基本方針のほか、指定区域図や届出の様式等を掲載。
- オンライン届出を受け。
- 制度や運用手続の概要に関する動画を掲載。



## SNS

LINE



X(旧Twitter)



Facebook



- 区域の指定や施行をタイムリーに情報発信。
- 自治体のSNSも活用したお知らせを実施。

## リーフレット

- 機能阻害行為や届出を含む法制度全般について網羅的に解説。
- 関係各所(自治体、登記所、不動産業界、登記関係士業)において、幅広く配布。
- 上記の内閣府ホームページでも、電子データを提供。



## 自治体・業界団体の 広報誌等



(根室市の例)



▲内閣府 HP  
https://www.cao.go.jp/tochi-chosa  
または  
「内閣府重要土地」で検索

重要施設周辺や国境離島などの土地利用について  
「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛施設地区等の調査が行われる。0000の調査区域や国境離島等を「重要施設周辺及び国境離島等」として指定する一部を指定している。指定された区域内の土地、建物で防衛施設地区等の機能を阻害する行為が行われていないかを調査する。調査結果に基づき、0000の調査区域に代わって防衛施設地区等の指定が行われる。詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。内閣府のコールセンターまでお問い合わせください。  
問 内閣府重要土地等調査法  
コールセンター  
0570-001-125 番

自治体等の広報誌や町内会の回覧等に、記事の掲載やお知らせペーパーの折り込みを行い、住民等にお知らせ。

## コールセンター

住民等からの個別の問合せに、一元的に対応。TEL:0570-001-125(平日9:30~17:30)